百六　ソボク。ただし、外用剤及び一日量中ソボク一ｇ以下を含有するものを除く。
百七　ダイオウ。ただし、外用剤を除く。
百八　タイシャセキ。ただし、外用剤を除く。
百九　胎盤
百十　胎盤加水分解物
百十一　ダイフクヒ。ただし、外用剤を除く。
百十二　タクシャ。ただし、外用剤及び一日量中タクシャ三ｇ以下を含有するものを除く。
百十三　ダツラ。ただし、外用剤を除く。
百十四　タンジン。ただし、外用剤を除く。
百十五　チョウトウコウ。ただし、外用剤及び一日量中チョウトウコウ〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
百十六　チョレイ。ただし、外用剤及び一日量中チョレイ二・二五ｇ以下を含有するものを除く。
百十七　鉄粉
百十八　テンナンショウ。ただし、外用剤を除く。
百十九　テンマ。ただし、外用剤及び一日量中テンマ一ｇ以下を含有するものを除く。
百二十　テンモンドウ。ただし、外用剤及び一日量中テンモンドウ一・二五ｇ以下を含有するものを除く。
百二十一　トウジン。ただし、外用剤を除く。
百二十二　トウニン。ただし、一日量中トウニン〇・五ｇ以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
百二十三　ドクカツ。ただし、外用剤及び一日量中ドクカツ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
百二十四　トコン
百二十五　トシシ。ただし、外用剤を除く。
百二十六　ドモッコウ。ただし、外用剤を除く。
百二十七　ナンテン
百二十八　バイモ
百二十九　ハクセンヒ
百三十　ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。
百三十一　ハゴシ。ただし、外用剤を除く。
百三十二　バショウコン。ただし、外用剤を除く。
百三十三　ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし、外用剤を除く。
百三十四　ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び一日量中ハンゲ〇・六ｇ以下を含有するものを除く。
百三十五　ハンペンレン
百三十六　ヒマシ油。ただし、外用剤を除く。
百三十七　ビャクキョウサン。ただし、外用剤を除く。
百三十八　ビャクシ。ただし、外用剤及び一日量中ビャクシ一・六ｇ以下を含有するものを除く。
百三十九　ビャクジュツ。ただし、外用剤及び一日量中ビャクジュツ二・二五ｇ以下を含有するものを除く。
百四十　ビャクダン。ただし、外用剤を除く。
百四十一　ビンロウジ。ただし、外用剤を除く。
百四十二　フクボンシ。ただし、外用剤を除く。
百四十三　ブクリョウ。ただし、外用剤及び一日量中ブクリョウ四ｇ以下を含有するものを除く。
百四十四　ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。
百四十五　フジコブ
百四十六　フジバカマ
百四十七　フラングラ皮。ただし、外用剤を除く。
百四十八　ベアベリー。ただし、外用剤を除く。
百四十九　ベラドンナコン（別名ベラドンナ）。ただし、外用剤を除く。
百五十　ボウイ。ただし、外用剤及び一日量中ボウイ〇・五ｇ以下を含有するものを除く。
百五十一　ボウフウ。ただし、外用剤及び一日量中ボウフウ〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
百五十二　ボタンピ。ただし、外用剤及び一日量中ボタンピ〇・四ｇ以下を含有するものを除く。
百五十三　ポテンティラ。ただし、外用剤を除く。
百五十四　ホミカ。ただし、外用剤を除く。
百五十五　マオウ。ただし、外用剤を除く。
百五十六　マクリ。ただし、外用剤を除く。
百五十七　マンケイシ。ただし、外用剤及び一日量中マンケイシ〇・五ｇ以下を含有するものを除く。
百五十八　ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。
百五十九　メリロート。ただし、外用剤を除く。
百六十　モクツウ。ただし、一日量中モクツウ〇・三ｇ以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
百六十一　モツヤク。ただし、外用剤を除く。
百六十二　ヤカン。ただし、外用剤を除く。
百六十三　ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。
百六十四　ヤツメウナギ。ただし、外用剤を除く。
百六十五　ヤラッパ。ただし、外用剤を除く。
百六十六　ヤラッパ脂。ただし、外用剤を除く。
百六十七　ユキワリソウ
百六十八　ヨウキセキ。ただし、外用剤を除く。
百六十九　ラクトサン。ただし、外用剤を除く。
百七十　リュウタン。ただし、外用剤及び一日量中リュウタン〇・七五ｇ以下を含有するものを除く。
百七十一　レンギョウ。ただし、外用剤及び一日量中レンギョウ〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
百七十二　レンケイ。ただし、外用剤を除く。
百七十三　ロクジン。ただし、外用剤を除く。
百七十四　ロクベン。ただし、外用剤を除く。
百七十五　驢腎（ろじん）。ただし、外用剤を除く。
百七十六　ワコウボク。ただし、外用剤を除く。
百七十七　ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。

（注）　一日量は、十五歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、十五歳未満の者に係る量は、基準量を勘案して算定した量とする。

○厚生労働省告示第三百六十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一中第二号を削り、第一号の二を第二号とする。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第六十二号中「。ただし、点鼻剤及び内用剤に限る。」を削る。